

第13号議案

平成29年度愛知県県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度愛知県県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		精 神 医 療 セ ン タ ー	小 児 保 健 医 療 総 合 セ ン タ ー	計
	中 央 病 院	愛 知 病 院			
入 院	142,350 ^人	58,400 ^人	79,570 ^人	56,210 ^人	336,530 ^人
外 来	148,108	69,540	59,292	100,695	377,635

2 一日平均患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		精 神 医 療 セ ン タ ー	小 児 保 健 医 療 総 合 セ ン タ ー	計
	中 央 病 院	愛 知 病 院			
入 院	390 ^人	160 ^人	218 ^人	154 ^人	922 ^人
外 来	607	285	243	411	1,546

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 3,150,619千円

(2) 資産購入 1,905,926千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	41,989,751千円
第1項 医療収益	34,440,492千円
第2項 医療外収益	7,546,828千円
第3項 特別利益	2,431千円
支 出	
第1款 病院事業費	42,196,718千円
第1項 医療費用	41,397,015千円
第2項 医療外費用	529,436千円
第3項 特別損失	260,267千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,445,431千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,798,291千円
第1項 企業債	3,949,300千円
第2項 他会計負担金	1,698,327千円
第3項 国庫支出金	125,163千円
第4項 雑収入	25,501千円
支 出	

第1款 資本的支出	7,243,722千円
第1項 建設改良費	3,150,619千円
第2項 資産購入費	1,905,926千円
第3項 企業債償還金	2,187,177千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設改良費及び資産購入費 |
| 2 限度額 | 3,949,300千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 18,722,346千円

2 交際費 48千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,807千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,700,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	一 式

平成29年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第14号議案

平成29年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 419,000,000m³

3 一口平均給水量 1,147,945m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	1,697,088千円
------------	--------------	-----	-------------

(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、知多浄水場、幸田浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	5,049,293千円
---------------	----------------------------------	-----	-------------

(3) 施設改良事業		事業費	6,958,318千円
------------	--	-----	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	34,772,618千円
第1項 営業	収	益	31,121,710千円
第2項 営業外	収	益	3,650,908千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	32,866,109千円
第1項 営業	支	費	27,547,715千円

第2項 営業外費用	5,315,394千円
第3項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,951,331千円は、当年度分損益勘定留保資金9,704,296千円、過年度分留保資金6,542,035千円及び減債積立金2,705,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	11,032,545千円
第1項 企業債	6,858,000千円
第2項 国庫支出金	266,656千円
第3項 工事負担金	160,730千円
第4項 他会計出資金	2,485,072千円
第5項 他会計貸付金償還金	604,671千円
第6項 他会計補助金	657,414千円
第7項 雑収入	2千円

支 出	
第1款 資本的支出	29,983,876千円
第1項 建設改良費	13,888,631千円
第2項 建設利息	240,200千円
第3項 償還金	15,850,045千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
第2犬山幹線送水管布設工事	平成30年度	1,008,500千円
海部広域調整池建設工事	平成30年度	796,089千円
上野知多連絡線送水管布設工事	平成30年度	401,360千円
豊橋広域調整池建設工事	平成30年度から平成31年度まで	723,012千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成30年度	267,100千円
財務システム改良業務委託	平成30年度	123,057千円
筏川取水場電気設備改良工事	平成30年度	279,600千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成30年度	568,768千円
尾張西部浄水場排水処理設備改良工事	平成30年度	95,300千円
尾張西部浄水場始め3浄水場耐震補強工事	平成30年度	1,375,921千円
豊田浄水場始め2施設計装設備改良工事	平成30年度から平成32年度まで	2,394,700千円
豊田浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成30年度	247,860千円
知立線耐震化送水管布設工事	平成30年度	218,010千円

広域災害水道応援活動拠点築造工事	平成30年度	236,391千円
------------------	--------	-----------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 起債の目的 | 建設事業費及び施設費 |
| 2 | 限度額 | 6,858,000千円 |
| 3 | 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 | 利率 | 9.0%以内 |
| 5 | 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|---|-------|-------------|
| 1 | 職員給与費 | 2,771,279千円 |
| 2 | 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、809,490千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、995,000千円と定める。

平成29年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀章

第15号議案

平成29年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 371か所
- 2 年間総給水量 452,532,000m³
- 3 一日平均給水量 1,239,814m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	277,813千円
(2) 施設改良事業		事業費	4,392,787千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収益	16,321,897千円
第1項 営業	収益	14,169,081千円
第2項 営業外	収益	2,130,976千円
第3項 特別	利益	21,840千円
支 出		
第1款 事業	費用	13,840,473千円
第1項 営業	費用	11,978,196千円
第2項 営業外	費用	1,842,134千円

第3項 特別損失 17,143千円

第4項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,222,930千円は、当年度分損益勘定留保資金4,713,470千円、過年度分留保資金2,299,460千円、減債積立金1,552,000千円及び建設改良積立金658,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 4,665,298千円

第1項 企業債 2,488,000千円

第2項 国庫支出金 199,800千円

第3項 工事負担金 177,664千円

第4項 受託事業収入 17,227千円

第5項 他会計出資金 908,107千円

第6項 他会計借入金 874,498千円

第7項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 13,888,228千円

第1項 建設改良費 5,269,564千円

第2項 建設利息 22,506千円

第3項 償還金 8,591,158千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務システム改良業務委託	平成30年度	123,057千円
第2北部幹線配水管布設工事	平成30年度から平成31年度まで	3,498,967千円
梅坪線配水管布設工事	平成30年度	374,851千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成30年度	91,718千円
尾張西部浄水場排水処理設備改良工事	平成30年度	111,355千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 2,488,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 845,231千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、432,294千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、93,000千円と定める。

平成29年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀章

第16号議案

平成29年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	1,754,700㎡
2 買収宅地	400,000㎡
3 宅地造成	85,900㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業	収益		35,061,003千円
第1項	営業	収益		34,959,419千円
第2項	営業外	収益		101,584千円
		支	出	
第1款	事業	費用		33,657,425千円
第1項	営業	費用		32,090,494千円
第2項	営業外	費用		1,563,931千円
第3項	予備	費用		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,583,069千円は、過年度分留保

資金で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資	本	的
	収	入	
第1項	企	業	債
第2項	宅	地	売
	却	前	受
	金		
第3項	雑	収	入
	支	出	
第1款	資	本	的
	支	出	
第1項	宅	地	造
	成	費	
第2項	建	設	利
	息		
第3項	償	還	金
第4項	予	備	費

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成30年度から 平成31年度まで	143,000千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成30年度から 平成31年度まで	260,000千円
豊田・岡崎地区道路築造工事	平成30年度	500,000千円
稲沢三宅地区造成工事	平成30年度から 平成31年度まで	1,400,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 | 限度額 | 6,000,000千円 |
| 3 | 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 | 利率 | 9.0%以内 |
| 5 | 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|---|-------|-------------|
| 1 | 職員給与費 | 1,014,069千円 |
| 2 | 交際費 | 74千円 |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	400,000m ²

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	1,765,000m ²	売 却
	公 共 用 地	35,000m ²	譲 与
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	7か所	譲 与

平成29年2月20日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章